

「赤い羽根共同募金」被災者・被災地支援 応募要項

1. 趣旨

近年、線状降水帯による大雨災害や地震災害など、全国で毎年複数の災害が発生しています。千葉県内でも令和元年房総半島台風をはじめ、令和に入り複数回に渡る台風の被害が発生しており、災害発生時の被災地における支援や平時の防災・減災活動の必要性が高まっています。本助成事業は、千葉県内で発生した大規模な災害等により被災した方々への長期的な支援と、今後起こり得る大規模災害に備えて地域の防災力を高める活動を応援する目的で実施します。

2. 実施者

社会福祉法人 千葉県共同募金会

3. 対象となる団体

社会福祉協議会および NPO 法人・任意団体(法人格の有無は不問)でかつ、下記の要件を満たす団体

- ① 団体としての活動実績が1年以上ある団体であること
- ② 団体の規約等を備えていること
- ③ 活動計画・活動報告・予算・決算等が整備されていること
- ④ 団体名義の振込口座を持っていること
- ⑤ 団体自らが独自の事務局を持っていること
- ⑥ 特定の宗教や政治思考を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が配分対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 対象となる活動

これまでに千葉県内で発生した大規模な災害等により被災した方々への支援や、平時の防災・減災活動で、行政や市町村社会福祉協議会の既存事業では十分ではなく補充する事業活動例) 被災者への心のケア・健康相談・サロン活動・高齢者への配食サービス、住宅のカビ対策講習会、被災家屋のブルーシート張替え支援 など

<対象とならない事業>

- ・行政で実施している活動
- ・国、県、市町村、民間団体など他からの助成を受けられる事業

5. 対象となる経費

活動に係る下記の経費を対象とします。

- ・会議費(使用料)、諸謝金、旅費交通費
- ・備品購入費、消耗品費
- ・通信費、印刷製本費

対象とならない経費

- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
※ただし、経費の明確な区分が行われていることを条件に対象とすることがあります。
- ・ボランティアの人件費、謝金
- ・ボランティア保険料
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・当該経費の妥当性が趣旨にあわないもの、または当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・配分対象期間外の活動に関する経費

6. 配分事業の対象期間

- ・第1次 令和7年 4月上旬(配分決定通知到着後) ～ 令和8年2月末
- ・第2次 令和7年 8月上旬(配分決定通知到着後) ～ 令和8年2月末
- ・第3次 令和7年12月下旬(配分決定通知到着後) ～ 令和8年2月末

7. 1件あたりの助成金額

- ・1件あたりの配分上限額は10万円とします。
※当年度の配分回数は1団体につき1回のみとします。
- ・配分総額は100万円を予定しております。

8. 申請について

(1) 申請方法

別途定める「申請書」及び必要書類を当会に郵送で提出

(2) 申請期間

- ・第1次 令和7年 1月14日(火) ～ 令和7年 2月14日(金)
- ・第2次 令和7年 2月17日(月) ～ 令和7年 6月13日(金)
- ・第3次 令和7年 6月16日(月) ～ 令和7年11月21日(金)

申請書類は、各期間の締切日までに当会へ必着するように郵送してください。

なお、申請が当会の被災者・被災地支援枠の上限に達したとき、受付は終了します。

(3) 申請書類

No.	書類名	備考
1	配分申請書(押印)	申請額は千円未満切り捨て
2	定款または会則	
3	直近の事業報告書・決算書*	
4	直近の事業計画書・予算書*	
5	その他団体の活動内容わかる既存の資料	チラシ・広報誌など
6	(備品購入・印刷費用等の場合のみ)見積書	

*第1次は令和5年度、第2・3次は令和6年度のものを出すこと

(4) 提出先

社会福祉法人千葉県共同募金会 助成担当宛

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4F

9. 配分の決定

- ・ 当会において申請内容を精査の上、当会が定める「配分委員会」により配分団体および配分金額を決定します。
- ・ 審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

10. 結果通知

審査結果は下記日程で文書にてお知らせいたします。

- ・ 第1次 令和7年 4月上旬頃
- ・ 第2次 令和7年 8月上旬頃
- ・ 第3次 令和7年12月下旬頃

11. 配分金の送金について

(1) 配分方法

精算払い

(2) 送金について

事業完了後、別途定める「配分金交付請求書」の提出を随時受け付け、2週間程度で送金します。なお、交付完了後に配分対象事業への流用が認められた場合は返還を求めます。

12. 助成決定後のお願い

(1) 情報発信

多くの方から寄せられた募金を原資としておりますので、団体のホームページ・SNSアカウントなどで事業の進捗および成果を報告してください。

(2) 事業報告・決算報告の提出

配分事業完了後から1か月以内に別途定める「配分金交付請求書」を提出してください。報告様式および証憑等の提出方法については別途ご案内します。

また、報告の際は、写真等による活動実績の報告を求めますので、記録するようにしてください。

13. スケジュール

令和7年 1月14日(火)	申請受付開始
2月14日(金)	第1次 申請締切
4月上旬	第1次 配分決定通知送付〔事業対象期間～令和8年2月末〕
6月13日(金)	第2次 申請締切
8月上旬	第2次 配分決定通知送付〔事業対象期間～令和8年2月末〕
11月21日(金)	第3次 申請締切
12月上旬	第3次 配分決定通知送付〔事業対象期間～令和8年2月末〕

14. 本件のお問い合わせ先

社会福祉法人千葉県共同募金会 (担当：渋沢・宮澤)

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4F

E-mail : bz501221@akaihane-chiba.jp / TEL : 043-245-1721